

質問回答

2015年11月30日

「アルバニア国マイクロファイナンス・セクター基盤強化支援情報収集・確認調査」

(公示日:2015年11月18日/公示番号:150978)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 ページ3	「第5 プロポーザルに記載されるべき事項」の「3 業務従事予定者の経験、能力等」につき、「業務管理グループを認めない。」とございます。御機構の業務管理グループ制度の改定によれば、「原則、業務実施契約の全案件を対象とします。」と記載されておりますところ、本案件につきまして業務管理グループが認められないのには、何か特段の理由がありますでしょうか？	小規模の案件等、副業務主任者を配置することが合理的でないと当機構が判断するものについては、適用を除外することがあります。
2	業務指示書 別紙「業務実施上の条件」ページ9、および、別紙1「招聘にかかる業務内容について」ページ11	業務指示書 別紙「業務実施上の条件」ページ9によると、「現地での英・現地語通訳の備上を認める」とございますが、現地語とはアルバニア語ということによろしいでしょうか？つまり、アルバニアの方々との間では、英語 アルバニア語間の通訳が必要とのことでしょうか？また、ケニアでのスタディーツアーでは、スワヒリ語 英語間の通訳が必要なののでしょうか？	現地語はアルバニアにおいてはアルバニア語となります。本調査で協議等が想定される同国金融包摂関係アクター(貯蓄信用組合連合、マイクロファイナンス協会、中央銀行、財務省等)関係者の多くとは英語でコミュニケーションが可能ですが、場合によっては通訳を要します。またケニア、フィリピン、日本については、事前準備を通じて最も妥当な言語を選択することとします。
3	別紙2 招聘にかかる経費の取り扱いについて P13 契約に含めることができる経費	招聘者の1)旅費、5)通訳備上費は「国別研修費」の費目にはありません。過去案件で招聘者の旅費などは、「一般業務費」の旅費・交通費等で計上するようご指示受けました。しかし、今案件は	招聘者の旅費、通訳備上費、国内交通費等は国別研修費の研修実施諸費で計上することとします。

	(1) 国別研修費の費目について	<p>「国別研修費」目に招聘者の旅費他を追加する形で計上する、でよろしいでしょうか。その場合の項目は(2、研修実施諸費)中に追加記載かご教授お願いいたします。</p> <p>又、招聘者の国内交通費(例:空港 宿泊地送迎、視察時の車両備上、電車代他)も必要となると思われませんが、「一般業務費」ではなく「国別研修費」に計上でしょうか。</p>	
--	------------------	--	--

以上